

農地法第3条の規定による許可申請書（一般法人用）

令和 年 月 日
仙台市農業委員会会長 様

申請者

譲渡人 氏名（又は名称）

譲受人 名称

代表者肩書・氏名

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記の農地（採草放牧地）について $\left\{ \begin{array}{l} \text{所有権・賃借権・使用貸借による権利} \\ \text{その他使用収益権（ ）} \end{array} \right\}$ を $\left\{ \begin{array}{l} \text{移転（売買・贈与・その他（ ））} \\ \text{設定} \end{array} \right\}$

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。（該当する内容に○を付してください。）

1 申請者の氏名、住所等（国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。）

当事者	氏名又は名称	年齢	職業又は事業	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等 ^{※1}	認定経営 発展法人 ^{※2}
譲渡人				電話（ ）－		
譲受人				電話（ ）－		

2 許可を受けようとする土地の所在等

市区町村名		仙台市		区			
所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 ㎡	所有者の氏名又は名称	所有権以外の使用収益権が 設 定 されて いる 場 合		
	登記	現況			所有者が登記簿 と異なる場合	権 利 の 種 類 ・ 内 容	権 利 者 の 氏 名 又 は 名 称
計	筆数	筆	㎡				

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

- (1) 移転（設定）の時期 [令和 年 月 日 ・ 許可決定後]
- (2) 土地引渡の時期 [令和 年 月 日 ・ 許可決定後]
- (3) 賃貸借、使用貸借等の期間 令和 年 月 日 ～ 年間
- (4) 移転（設定）の対価、賃料等 10 a 当り 円 総額 円
- (5) 信託契約の内容（信託の引受けによる権利取得の場合）【信託要件】農地法第3条第2項3号

4 権利取得者等が現に所有権等を有する農地等の利用状況^{※3} 【全部効率利用要件・転貸要件】農地法第3条第2項第1号、5号

	所 有 地			所有権以外の土地		
	自作地	貸付地	非耕作地 ^{※4}	借入地	貸付地 ^{※5}	非耕作地 ^{※4}
田	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
畑	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
樹園地	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
計 ^{※6}	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	(うち市外 ㎡)	(うち市外 ㎡)	(うち市外 ㎡)	(うち市外 ㎡)	(うち市外 ㎡)	(うち市外 ㎡)
採草放牧地	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

5 法人の機械等の作付状況及び保有状況 【全部効率利用要件】農地法第3条第2項第1号

作付（予定）作物名 ^{※7}				
権利取得後の作付面積	㎡	㎡	㎡	㎡

(2) 機械等の保有状況^{※8}

種 類	大 型 の 農 業 用 機 械						農耕用の家畜	
	トラクター	耕うん機	田植機	コンバイン			牛	馬
導入済のもの	台	台	台	台			頭	頭
導入予定のもの	台	台	台	台			頭	頭
上記数量のうち、リース契約がある場合はその内容 ^{※9} ： 導入予定の機械等がある場合は資金繰りの内容 ^{※10}								

6 農作業に従事する者の数等の状況^{※11} 【全部効率利用要件】農地法第3条第2項第1号

現在	①常時雇用している労働力	人	増員予定 ^{※12}	①常時雇用している労働力	人
	②臨時雇用労働力(年間延)	人		②臨時雇用労働力(年間延)	人

7 地域との役割分担の状況^{※13} 【地域との調和要件】農地法第3条第3項第2号

8 業務を執行する役員等の従事状況 【役員の常時従事要件】農地法第3条第3項第3号

氏 名	役職	法人が耕作等の 事業 ^{※14} を行う期間	役員が耕作等の事業に参画・関与している期間・日数	
			前年実績	見込み
		か月／年 （ 日／年）	か月/年（ 日/年）	か月/年（ 日/年）
			か月/年（ 日/年）	か月/年（ 日/年）
			か月/年（ 日/年）	か月/年（ 日/年）

*農作業に年間60日以上従事する役員等がない場合には、農作業に年間60日以上従事する重要な使用人^{※15}も記載してください。

9 農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響^{※16}【地域との調和要件】農地法第3条2項6号

10 その他参考となるべき事項

- (1) 譲渡等の理由（該当する内容に○をしてください）
譲渡理由：[高齢化・労力不足・離農・農業承継・耕作利便交換・生活営農等資金・負債整理・その他（ ）]]
譲受理由：[規模拡大・農業承継・耕作利便交換・新規就農・その他（ ）]]
- (2) その他参考となるべき事項^{※17}（ ）

11 添付書面

- (1) 必ず添付するもの
☐ 土地の全部事項証明書 ☐ 譲受法人の全部事項証明書 ☐ 契約書の写し^{※18} ☐ 定款又は寄付行為の写し
☐ 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等届出書
- (2) 該当する場合添付するもの
☐ 土地改良区の農地移動確認証明（土地改良区内の農地の場合）
☐ 農地等利用計画書（新規就農、市外居住者、農作業に常時従事しない者のいずれかに該当する場合）
☐ 農作業に従事する者の配置の状況（複数市町村にまたがって所有権等を有する場合）
☐ 単独申請の根拠書類^{※19}（農地法施行規則第10条1項各号に該当する場合）
☐ 別紙（様式例第1号の2）（次のいずれかに該当する場合【Ⅰ 非耕作地がある場合 Ⅱ 転貸禁止の例外に該当する場合^{※20} Ⅲ 賃借権が設定された農地等の所有権を取得する場合^{※21} Ⅳ～Ⅵ 農地法及び施行令の規定に基づく不許可の例外として申請する場合^{※22}】）
☐ その他必要と認める書類^{※23}（書類名称 ）

許 可 指 令 書

仙台市（ 仙農委）指令第 号

本申請は、許可します。

令和 年 月 日

仙台市農業委員会会長

記入要領【様式例第1号の5記入用】

- ※1 「国籍等」の欄には、その法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- ※2 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、1の「認定経営発展法人」の欄に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
- ※3 「権利取得者等」とは権利を取得しようとしている法人を、「所有権等」とは所有権、賃借権、使用貸借による権利等を、「農地等」とは農地及び採草放牧地をいいます。
- ※4 「非耕作地」となっている農地等がある場合、別紙（様式例第1号の4）のⅠに、その所在、地目、面積及び状況・理由を記載してください。
- ※5 所有権以外の土地のうち「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- ※6 複数市町村にまたがって所有権等を有する場合には、仙台市外に所有する面積を括弧内に記載の上、別紙 農作業に従事する者の配置の状況に市町村別の内訳を記載してください。
- ※7 「作付（予定）作物名」は、生産する農畜産物の名称を種類ごとに記載してください。今後作付けする予定の場合は、名称の後に（予定）と追記してください。
- ※8 「機械等の保有状況」は、農機具及び家畜について現に保有している導入済分と導入予定分に区分し、リース契約の対象のものも含めて記載してください。
- ※9 既存のリース契約又はその予定がある場合は、機械等の保有状況の内数としてその種類と数量も記載してください。
- ※10 「資金繰りの内容」は、機械等を導入する計画がある場合に、自己資金又は金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なもの）等資金の調達方法について記載してください。
- ※11 雇用形態別に、対象となる人数又は年間従事延べ人数等、労働力の量が把握できる内容で記載してください
- ※12 「増員予定」は、概ね1年以内に増員を予定している場合に、雇用形態別に、増員する人数又は年間従事延べ人数等を記載してください。
- ※13 地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを記載してください。
（例：農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道・水路・ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等）
- ※14 「耕作等の事業」とは耕作及び養畜の事業をいいます。これらの事業に直接必要な作業耕うん、播種、施肥、稲刈り等）のほか、これらの事業に必要な労務管理、市場開拓等を含みます。
- ※15 「重要な使用人」とは支店長、農場長、営農部長その他どのような名称であるかを問わず、その法人の行う耕作等の事業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる者をいいます。権限及び責任を有することについては、その法人の代表者が発行する証明書、その法人の組織に関する規則等で確認させていただきます。
- ※16 権利取得者等が予定している農作業を実施した場合に、周辺の農地等の農業上の利用にどのように影響するのか、記載してください。
周辺の農地等の農業上の利用への影響として、例えば、地域計画等により取り組んでいる集落営農や経営体への集積等に対する支障、農薬の使用方法の違いによる耕作等の事業への支障等が考えられます。見込まれる影響がない場合は、「なし」と記載してください。
- ※17 「その他参考となるべき事項」は、申請書を提出する農業委員会において指示された事項を記載してください。
- ※18 「契約書」には、契約対象農地等を適正に利用していないと認められる場合には契約を解除する旨の条件が付されている必要があります。また、契約が終了した際の原状回復等について明記してあることが適当です。
- ※19 「単独申請の根拠書類」は、競売や和解、民事調停等、当該案件に応じた書類を添付してください。
- ※20 所有権以外の権原に基づいて耕作等の事業を行っている農地等を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸）は、転貸禁止の例外事項として別紙のⅡの該当箇所の□を☑にしてください。
- ※21 申請の対象となる農地等に賃借権が設定されているため、権利取得者等が許可後直ちに自ら耕作等の事業を行うことができない場合には、全部耕作要件の例外事項として別紙のⅢの該当箇所の□を☑にしてください。
- ※22 農地法及び施行令の規定に基づく不許可の例外として申請する場合には、次のとおり申請書の記載が不要な項目があります。
- ・別紙のⅣに該当する場合：許可申請書4から10までの記載が不要です。
 - ・別紙のⅤに該当する場合：許可申請書4から7までの記載が不要です。
 - ・別紙のⅥに該当する場合：許可申請書7の記載が不要です。
- ※23 「その他必要と認める書類」は、農業委員会において指示された書類を、書類の名称を記載の上添付してください。（例：土地の位置図、耕作証明書等）

別紙

【下記のいずれかに該当するときに提出するもの】

I 非耕作地となっている農地等がある場合＜農地法第 3 条第 2 項第 1 号関係＞

市区町村名	仙台市区				
	所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 ㎡	状 況 ・ 理 由
		登記	現況		
所 有 地					
所 有 地 以外の土地					

※ 現に耕作又は養畜（以下「耕作等」）の事業に供されていない農地等について（生産調整によるものも含みます。）記入してください。状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等、耕作等の事業に供することができない事情等を詳細に記入してください。

II 転貸禁止の例外に該当する場合＜農地法第 3 条第 2 項第 5 号の括弧書き関係＞

所有権以外の権原に基づいて耕作等の事業を行っている者（賃借人等）が、その農地等を貸し付け、又は質入れしようとする場合は、下記のうち該当する□を□にしてください。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等により、その土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時貸し付けようとする場合
- ☐ その土地の水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間、稲以外の作物を栽培すること）の目的に供するため貸し付けようとする場合
（表作の作付内容＝、裏作の作付内容＝）
- ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員が、その土地を、その法人に貸し付けようとする場合

III 賃借権が設定された農地等の所有権を取得する場合＜農地法第 3 条第 2 項第 1 号、同法施行令第 2 条第 1 項第 2 号＞

申請の対象となる農地等に賃借権が設定されているため、権利取得者が、当該農地等を許可後直ちに自ら耕作等の事業に供することができない場合には、下記の□を□にしてください（両方とも該当していることを要します。）。

- ☐ 賃借権等の存続期間の満了その他の事由により、権利取得者が当該農地等を自ら耕作等の事業の用に供することが可能となる時期（申請時から 1 年以内）が明らかである。
- ☐ 権利取得者が、上記時期の到来により直ちに、現に保有する機械等、農作業に従事する者の数等を勘案し、自ら耕作等の事業の用に供することが可能である。

IV 不許可の例外に該当する場合＜農地法第 3 条第 2 項ただし書＞ 申請書 4 ～10 までの記載が不要です。

下記いずれかの□を□にし、それぞれの事業・計画の内容を以下に記載してください。また、取得する権利が区分地上権等（民法 269 条の 2 第 1 項に規定する権利又はこれと内容を同じくするその他の権利）である場合は、事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況も記入してください。

- ☐ その取得する権利が区分地上権等である場合
- ☐ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が、(7) 農業協同組合法第 10 条第 2 項の規定により行う農業の経営のため農地等の権利を取得する場合、(イ) 同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号の規定により行う農業の経営のため使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合
- ☐ 景観整備機構が権利を取得しようとする場合（景観法第 56 条第 2 項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付）

事業・計画の内容

V 不許可の例外に該当する場合＜農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号＞ 申請書 4 ～7 までの記載が不要です。

下記いずれかの□を□にし、それぞれの事業・計画の内容を以下に記入してください。

- ☐ 法人が、その主たる業務の運営に不可欠な試験研究・農事指導のために耕作等の事業を行う場合において、当該耕作等の事業に供する農地等について権利を取得しようとする場合
- ☐ 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地等を公用又は公共用に供する場合
- ☐ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地等を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する場合
- ☐ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が、その権利を取得しようとする農地等をその業務の運営に必要な施設の用に供する場合

事業・計画の内容

VI 不許可の例外に該当する場合＜農地法施行令第 2 条第 2 項＞ 申請書 7 の記載が不要です。

下記いずれかの□を□にし、それぞれの事業・計画の内容を以下に記入してください。

- ☐ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）が、その権利を取得しようとする農地等を、稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合
- ☐ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が、その権利を取得しようとする農地等を、その行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供する場合
- ☐ 一般社団法人又は一般財団法人であって、乳牛・肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛・肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛・肉用牛を育成する事業を行うものが、その権利を取得しようとする農地等を当該事業の運営に必要な施設の用に供する場合
（留意事項）
上記の一般社団法人又は一般財団法人は、次のいずれかに該当するものに限ります。【該当していることを証する書面を添付】
・その行う事業が上記の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の 4 分の 3 以上を占めるもの
・一般社団法人にあつては、地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占めるもの、一般財団法人にあつては、地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占めるもの
- ☐ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地等をその事業に必要な樹苗の育成の用に供する場合

事業・計画の内容